

まちづくり市民会議設置要綱

(平成21年5月19日決裁)

第1条 この要綱は、第四次浦添市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民と行政が連携・協力しあって、総合計画の基本構想及び前期基本計画の素案を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 市民会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の前期基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第4条 市民会議は、次の50人程度の委員をもって組織する。

- (1) 市民委員 25人程度
- (2) 市職員委員 25人程度

2 市民委員は、公募により市長が選考する。

3 市職員委員は、総合計画策定作業部会の委員をもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、総合計画の基本構想及び前期基本計画の素案を策定する日までとする。

(代表及び副代表)

第6条 市民会議に代表及び副代表を置き、委員の互選により定める。

2 代表は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があったとき、または代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会議)

第7条 全体会議は、代表が招集し、議長となる。

2 全体会議は、各部会からの提案等の取りまとめ及び市民会議の運営上必要な事項を決議する。

(部会)

第8条 部会の所掌事務は、別表1で定める各分野のまちづくりに関して検討し、全体会議に提案する。

2 委員は、いずれかの部会に属するものとする。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があったとき、または部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第9条 市民会議(部会含む。)は、会議の内容を会議録により作成し、事務局に報告する。

2 事務局は、資料、情報等の提供を行い、必要に応じて担当職員、外部アドバイザーを派遣する。

(事務局)

第10条 市民会議の事務局を企画部企画課跡地利用計画推進室に置く。

(その他)

第11条 市民会議の会議状況及び決議内容は、広く市民に周知する。

2 委員は、無報酬とする。

3 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日より施行する。

別表 1（第 8 条関係）

部会名	所掌事務
生活創造部会	1) 都市基盤整備に関する事 2) 産業振興に関する事 3) 港湾整備・西海岸開発に関する事 4) 米軍基地跡地利用に関する事 5) その他、豊かな魅力ある暮らしに関する事
教育文化部会	1) 学校教育に関する事 2) 生涯学習に関する事 3) 文化振興に関する事 4) 国際交流に関する事 5) その他、いきいきと輝く暮らしに関する事
健康福祉部会	1) 地域福祉に関する事 2) 子育て支援に関する事 3) 障がい者福祉に関する事 4) 高齢者福祉に関する事 5) その他、安心して健やかな暮らしに関する事
快適環境部会	1) 地域防災に関する事 2) 防犯・交通安全に関する事 3) 環境保全に関する事 4) 都市景観に関する事 5) その他、安全で快適な暮らしに関する事
計画推進部会	1) 住民自治に関する事 2) 計画的・効率的なまち経営に関する事 3) 地方分権・広域連携に関する事 4) 男女共同参画に関する事 5) その他、分権社会型社会の実現に関する事